

ご来院の方々へ

当院では、国の施策により、医療DXの推進のためオンライン資格確認を導入しております。

今後はマイナンバーカード利用の拡大にともない、医療機関同士の連携による適切な診療や、薬剤の重複防止・相互作用の確認等を推進することで、より安全で質の高い医療を提供できるよう努めてまいります。

○問診票への記入について

マイナンバーカードによる保険証利用により、診療情報を医療機関同士で連携できるように、情報取得に同意をお願いさせていただいております。

○診療情報を取得・活用する効果について

薬剤情報を取得することにより、同じ効果の薬剤を重複して処方しないよう防止することが可能になります。

また、投薬内容から患者様の病態を適切に把握することができ、必要に応じて健康診断情報等も確認することによって、適切な医療に活用いたします。

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 医療DX推進体制整備加算
- 時間外対応加算1
- 二次性骨折予防継続管理料3
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 運動器リハビリテーション料(I)
- 酸素の購入単価

(2025年1月7日時点)